

一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所「電気機械設備（ポンプ・ブローア類）定期保守点検業務委託（R7）」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

記

1 公告日

令和7年3月7日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名： 電気機械設備（ポンプ・ブローア類）定期保守点検業務委託（R7）
- (2) 業務の内容： 仕様書による。
- (3) 委 託 期 間： 令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 入札参加資格等

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県の令和5年・6年度入札参加資格者名簿の電気又は管工事業に登録された者、若しくは、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種同規模の契約を締結した実績を有すること。
- (2) 出力5.5kw以上の取水ポンプ複数台の保守点検業務履行実績が複数年あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請期日から本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ アに属する者を役員とした法人

4 入札参加申請及び期間

本件に係る入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）及び関係書類を受付期間内に次の場所に提出すること。郵送の場合は書留郵便によるものとし、申請書等に不備等がある場合は、受付期間内に補正しなければならない。入札参加資格の有無については、申請書確認の上、申請人に通知するものとする。

- (1) 受付場所：〒907-0453 沖縄県石垣市川平 828-2
沖縄県水産海洋技術センター石垣支所
(電話：0980-88-2255 ファックス：0980-88-2114)
- (2) 受付期間：公告の日から令和7年3月17日（月）午後5時00分まで（必着）
※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (3) 受付時間：9時から12時、13時から17時までの間

5 現場確認

現場確認を希望する者は、事前に電話連絡すること。

6 入札日時及び場所

- (1) 入札日時：令和7年3月25日（火）午後2時00分開始
- (2) 入札会場：沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 会議室

7 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札方法

- (1) 入札書（第56号様式）は書面により、直接持参して提出すること。
- (2) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 代理人がする入札の場合は、委任状（第8号様式）を持参すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

9 入札保証金

(1) 入札保証金の額

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第 1 項の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の額を納付すること。

(2) 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金（現金納付）について」による。

(3) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札開始時刻 30 分前までに提出した場合

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面（様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び当該契約書の写し）を入札開始時刻 30 分前までに提出した場合

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、

再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、2回までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約ができるものとする。

12 最低制限価格
設定しない。

13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面（様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び当該契約書の写し）を提出した場合。

14 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合には、入札日時の前までに入札辞退届（第12号様式）を郵送又は持参により提出すること。

15 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づくものです。翌年度において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがあります。

16 その他

- (1) 代理人が出席する場合の委任状（第8号様式）は、入札当日に提出すること。
- (2) 本件入札に関して質問等のある場合は、文書（ファックス可）により、下記まで問い合わせること。受付期間は令和7年3月14日までとし、締め切り後はいかなる質問にも回答しない。

問い合わせ

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 担当：山本、伊藤

〒907-0453 沖縄県石垣市川平 828-2 TEL 0980-88-2255 FAX 0980-88-2114